

タイトル	<判例研究>訴訟上の救助の決定に対し訴訟の相手方当事者が即時抗告をすることの可否
著者	酒井，博行
引用	北海学園大学法学研究，41(3)：535-553
発行日	2005-12-31

資
料

〈判例研究〉 訴訟上の救助の決定に対し訴訟の相手方当事者が即時抗告をすることの可否

最高裁判所平成一六年（行フ）第四号、訴訟救助決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件、平成一六年七月一三日第二小法廷決定（民集五八卷五号一五九九頁、裁判所時報一三六七号一六頁、訟務月報五一卷五号一三〇八頁、判例時報一八七九号四五頁、判例タイムズ一一六八号一二七頁）

酒 井 博 行

【事実の概要】

X（原告、申立人・相手方・抗告人）は、昭和二八年にベ

トナム社会主義共和国で出生した者であり、夫および三人の子供と共に香港に亡命した後、昭和六〇年に我が国に入国し、以後、いわゆるインドシナ難民として「定住者」の在留資格

料を許可され、我が国で生活していた。

Xは、平成一二年九月二五日、常習累犯窃盗の罪で懲役二年の有罪判決を受け、その判決確定により、出入国管理及び

難民認定法（以下「入管法」と略記）二四条四号りに該当する者となり、また、服役中の平成一三年四月一〇日、在留期間満了により、入管法二四条四号口に該当する者となった。

Xは仮出獄後、退去強制令書により身柄を拘束され、平成一四年六月四日以降、入国者収容所西日本入国管理センターに収容されている。Xの夫は、平成一五年八月一五日、Xの仮放免の許可を申請したが、Y₁（入国者収容所西日本入国管理センター所長、被告、相手方・抗告人・相手方）は、同年八月二八日、その申請を不許可とする旨の処分（以下、「本件処分」とする）をなした。

Xは平成一五年一月二〇日、Y₁に対しては本件処分の取消しを求め、Y₂（国、被告、相手方・抗告人・相手方）に対しては三三〇万円の損害の賠償を求める本案訴訟を提起した。Xが同年一二月一〇日、訴訟費用を支払う資力がないとして、訴訟上の救助の付与を申し立てたところ、原々審裁判所（本案の受訴裁判所）は同年一二月一二日、Xに訴訟上の救助を付与する旨の決定をなした（大阪地方裁判所平成一五

年一二月一二日決定、判例集未登載）。なお、財団法人法律扶助協会は、平成一五年一二月一〇日、弁護士費用につきXに扶助を行う旨を決定している。これに対し、Y₁・Y₂が、Xは民事訴訟法八二条一項本文または但書の要件を欠く旨を主張し、原々決定の取消しを求めて即時抗告をなした。

原決定（大阪高等裁判所平成一六年四月一九日決定、民集五八巻五号一六一一頁参照）は、まず、Y₁・Y₂による即時抗告の適法性について、「当事者の一方に訴訟上の救助を付与する決定に対し、本案の他方当事者は、民事訴訟法八六条に基づき、即時抗告をすることができると解される」と判示し、特に理由を述べることなくこれを認めた。そのうえで、原々決定の当否については、Xが訴え提起時に予納すべき本案の提訴手数料等の合計額が二万九四〇〇円であること、Xは西日本入国管理センターに収容中、食事および日用品の官給または貸与を受けるため、現金が生活に必要な不可欠というわけではないこと、本案訴訟提起時におけるXの所持金は一〇万円であり、家族や知人への電話のために使用するプリペイドカードや日用品の購入のためその所持金は少しずつ減少したが、Xは平成一六年になってからも、家族からの現金の差入れにより一〇万円ほどの所持金を有していることなどの

点にかんがみると、Xは民訴法八二条一項本文の要件を欠くとして、原々決定を取り消し、Xの訴訟上の救助付与申立てを却下した。

これに対してXが、原決定には訴訟救助付与決定に対する本案訴訟の相手方当事者の即時抗告の可否に関して高等裁判所の判例に相反する判断があり、かつ、民訴法八二条一項本文所定の要件につき法令解釈に関する重要な事項が含まれておりとして、最高裁への許可抗告の申立てをなしたところ、抗告が許可された。

【判旨】 抗告棄却

多数意見は、訴訟救助決定に対する相手方当事者の即時抗告の可否につき、次のように判示した。

「民訴法八六条は、同条に基づく即時抗告の対象となるべき決定から、同法八二条一項に基づいてされた訴訟上の救助の決定を文言上除外していない。また、訴訟上の救助の決定を受けた者が同項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至った場合における救助の決定の取消しについて、同法八四条は、利害関係人が裁判所に対してその取消しを申し立てることができる旨を規定している。訴訟上の救

助の決定は、訴え提起の手数料その他の裁判費用等についてその支払の猶予等の効力を有し(同法八三条一項一号等)、それゆえに訴えの適法性にかかわるものであるほか(同法一三七条一項後段、二項、一四一条一項参照)、訴訟の追行を可能にするものであるから、訴訟の相手方当事者は、訴訟上の救助の決定が適法にされたかどうかについて利害関係を有するものというべきである。以上の点に照らすと、訴訟上の救助の決定に対しては、訴訟の相手方当事者は、即時抗告をすることができると解するのが相当である(大審院昭和一一一年(ク)第五七五号同年一月一日決定・民集一五卷二四号二二〇七頁参照)。」

そのうえで多数意見は、Xが民訴法八二条一項本文所定の要件に該当しないとした原審の判断を維持し、Xの抗告を棄却した。

なお、本決定には、滝井繁男裁判官による反対意見が付されている。

「確かに、民訴法八六条は、同条に基づく即時抗告の対象となるべき決定から、同法八二条一項に基づいてされた訴訟上の救助の決定について除外する規定を置いていない。また、同法八四条は、訴訟上の救助の決定を受けた者が訴訟救助の

料 要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、利害関係人がそのことを理由として、裁判所に対して訴訟上の救助の決定の取消しを申し立てることができる旨規定していることは多数意見の指摘するとおりである。

しかしながら、これらの規定は、不服申立ての利益のある者に限って申立てをすることができることを当然の前提とするのであって、被救助者の相手方当事者が訴訟上の救助の決定に対し不服を申し立てる利益を有するか否かは、訴訟救助制度の趣旨に照らして別途検討されなければならない事柄である。

現在の訴訟救助制度は、何人も平等に裁判所において裁判を受けることができることを定めた憲法三二条に由来し、司法の領域における無資力者に対する公的扶助の一つであって、訴訟上の救助の決定は、裁判手続において行われるが、これを求めた当事者に対して、訴訟上特別の措置として本来申立人が納付すべき費用の支払を猶予するものであり、国家その他の費用の納付を受けるべき者と被救助者との間において効力を生ずるものにすぎず、本案の相手方当事者はそれによつて法律上の不利益を被るものではないのである。

もし、この手続において相手方を想定するとすれば、それ

は扶助を与える国家とみるべきであつて、旧民事訴訟法（明治二三年法律第二九号。大正一五年法律第六一号による改正前のもの。）一〇二条一項が検事に限つて訴訟上の救助の決定に対する抗告権を認めていたのもそのような考えに基づいたものといわなければならない。しかしながら、現在の民事訴訟法はそのような構造は採らず、申立ての相手方を観念することなく、救助の当否の判断をそのことを最も適切に判断し得るものとして受訴裁判所の手にゆだねているのである。そして、裁判所が救助申立人に対する扶助相当性を認め、訴訟費用の支払を猶予するとの判断をしたときは、本案訴訟の相手方は、それによつて格別に訴訟における不利益を受けることがない限り、本案において請求の当否を争うべきであつて、これと別に救助そのものの当否を争う利益はないと考えるべきである。

もつとも、本案訴訟の相手方は、不当な訴訟上の救助の決定によつて、印紙不貼用を理由とする訴え却下の判断を求める利益を失うことになるのであるが、かかる不利益は国が訴訟費用の一部の負担を猶予することとしたことによる反射的、間接的なものにすぎず、訴訟救助制度の趣旨に照らせば、これをもつてその決定に対して不服申立てを認める法律上の

利益を根拠づけるものということはできないのである。

ただ、民事訴訟法は、被告が原告に対して一定の場合には、訴訟費用の担保を立てることを申し立てることができるが、その申立てをしたときは、原告が担保を立てるまで応訴を拒むことができない旨定めているところ(同法七五条一項、四項)、訴訟上の救助の決定は、この担保義務を免除する効力を有することから(同法八三条)、被告に無担保で訴訟を遂行することを余儀なくさせる効果をもたらすことになる。このように、訴訟上の救助の決定が本案当事者の法律上の利益を失わせる効果を生ずる場合には、本案の当事者は訴訟上の救助の決定に法律上の利害関係を有することになるから、この決定に対し、即時抗告をすることができ、また、その要件消滅等を理由に取消しの決定を求めることもできるものといわなければならない。訴訟上の救助の決定に対し、訴訟の相手方当事者が不服の申立ての利益を有するのはこのような特別の事情がある場合に限られるのであって、多数意見の掲げる民訴法の規定は、このような法律上の利害のない者にまで不服の申立てを認めた趣旨と解することはできないのである。

そして、本件において、本案訴訟の相手方は、訴訟費用の担保を立てるべきことを申し立てていないから、訴訟上の救

助の決定について法律上の利害関係を有する者ではなく、原々決定に対する抗告は不適法であると解される。」

【評釈】判旨に反対する。

一 はじめに

民事訴訟を進行するにあたって、当事者は、裁判所に納付すべき訴訟費用(訴え提起など各種申立ての手数料、証拠調べや訴状などの送達等に必要な費用など)を予納しなければならない。このような考え方を形式的に貫徹すると、これらの費用を負担するだけの資力を有しない者は、その費用負担に耐えられないことによつて、民事訴訟手続で自らの権利の救済を求める途を事実上閉ざされることにもなりかねない。このような状況に対応し、民事訴訟の進行のための費用負担が困難な者の救済を図るために民事訴訟法が設けている制度が訴訟救助(民訴法八二条、八六条)であり、訴訟の追行・準備のための費用を支払う資力を有しない者、もしくははその支払により生活に著しい支障が生じる者に対して決定で認められ(八二条)、裁判所に納付すべき訴訟費用の支払を猶予する効力をもつ(八三条)ものである。

訴訟救助に関しては各種の問題が存在するが、その一つとして、訴訟救助を付与する決定に対し、本案訴訟の相手当事者が即時抗告（八六条）を申し立てることができるか否かという問題が存在する。この問題に関しては、従来の下級審裁判例、および学説において見解が分かれていたが、本決定は、この問題に関して最高裁として初めての判断を示したものであり、相手当事者の即時抗告権を肯定した点で意義を有する。^①

本稿では以下、訴訟救助付与決定に対する本案訴訟の相手当事者の即時抗告の可否に関する従来の裁判例、および学説の動向を概観し（→二）、それを踏まえたうえで、本決定の要旨を検討することにした（→三）。

二 従来の裁判例、学説の動向

訴訟救助付与決定に対する本案訴訟の相手当事者の即時抗告の可否に関しては、従来から、相手当事者の即時抗告を認める積極説、原則として相手当事者の即時抗告を認めないが、相手当事者が訴訟費用の担保提供の申立てができる場合（民訴法七五条）に限り、訴訟救助付与決定に対する即時抗告を認める制限説、相手当事者からの即時抗告を全

面的に認めない消極説が対立していた。

従来の裁判例においては、大審院時代には、積極説の立場をとった大決昭和十一年二月一日（民集一五卷二二〇七頁）【裁判例①^②】が存在したが、戦後の下級審裁判例では、立場が分かれていた。公刊された裁判例について具体的にいうと、まず、積極説をとるものとして、名古屋高裁金沢支決昭和四十六年二月八日（下民集二三卷一・二号九二頁）【裁判例②^③】、東京高決昭和五十四年一月二日（判時九五二号六四頁）【裁判例③^④】、東京高決昭和六三年三月二五日（判時一二七二号九七頁）【裁判例④】、高松高決平成二年二月一七日（判時一三八三号一三六頁）【裁判例⑤】、大阪高決平成五年九月二九日（訟月四〇卷六号一二二二頁）【裁判例⑥】、東京高決平成七年十二月二五日（訟月四三卷四号一一三三頁）【裁判例⑦】がある。これに対して、制限説をとる判例としては、東京高決昭和五十四年五月三一日（判時九三三三号七一頁）【裁判例⑧】、福岡高決昭和五十五年五月二七日（下民集三二卷五十八号四二四頁）【裁判例⑨^⑤】、福岡高決昭和五十七年七月八日（判タ四七九号一一八頁）【裁判例⑩】、東京高決昭和六一年一月二八日（判時一二二三号五一頁）【裁判例⑪^⑥】がある。公刊された戦後の下級審裁判例の大まかな動向としては、一九七〇年代初

め頃までは積極説をとる裁判例のみであり、一九七〇年代の終わり頃以降、制限説をとる裁判例もみられるようになったものの、一九九〇年代以降は積極説をとる裁判例が再び多くなっているという状況にあるといえよう。

一方、従来の学説においても、積極説⁽⁷⁾、制限説⁽⁸⁾、消極説⁽⁹⁾とで見解が分かれる状況にあった⁽¹⁰⁾。

従来の裁判例・学説にみる各説の根拠についてまとめると、まず、積極説は、①民訴法八六条(旧一二四条)は、即時抗告の対象となる決定、あるいは申立人を限定していない⁽¹¹⁾、②民訴法八四条(旧一二二条)は、訴訟救助決定を受けた者が訴訟費用を支払いうる資力を有することが判明した場合、あるいは後に資力を有するに至った場合に、裁判所が利害関係人の申立てによりまたは職権で訴訟救助決定を取り消しうる旨を定めているところ、この場合の「利害関係人」は本案訴訟の相手方当事者を含むと解されているから、相手方当事者は訴訟救助決定自体に対しても即時抗告をなしうる利害関係者を有する⁽¹²⁾、③民訴法八二条一項但書(旧一一八条但書)は、訴訟救助決定の要件として「勝訴の見込みがないとはいえない」ことを掲げているが、これは濫訴防止のためであり、濫訴によって被害を受けるのは本案訴訟の相手方当事者である

から、本案訴訟の相手方当事者は訴訟救助決定への即時抗告により救助申立人の勝訴の見込みを争い、濫訴を排斥するという点で利害関係を有する⁽¹³⁾、④原告が訴え提起の際に所定の手数料を納付しない場合、訴状却下の裁判がなされるところ(民訴法一三七条)、訴訟救助決定は訴訟費用の支払猶予の効力を有し、原告に訴訟救助決定がなされると、本案訴訟の相手方当事者たる被告は原告の印紙不貼用を理由とする訴状却下の裁判を得られなくなるという不利益を被る⁽¹⁴⁾、⑤訴訟救助決定は、これを受けた者のためにのみ効力を有し(民訴法八三条二項(旧一二一条一項))、その相手方には何ら効力を及ぼさないため、将来相手方が勝訴しても支出した訴訟費用の弁償を受けられない危険がある⁽¹⁵⁾、⑥訴訟救助決定は訴訟費用の担保の免除について効力を有するため(民訴法八三条一項三号(旧一二〇条三号))、被告たる本案の相手方当事者が原告に訴訟費用の担保提供の申立てをなしうる場合(民訴法七五条)、原告に訴訟救助決定がなされると、その結果として被告たる本案訴訟の相手方当事者は訴訟費用の担保を受ける権利を失うことになるなどといった点をその根拠とする⁽¹⁶⁾。

これに対して、制限説と消極説は、基本的には本案訴訟の相手方当事者からの訴訟救助決定に対する即時抗告を認めな

い点では共通しているが、相手方当事者が訴訟費用の担保提供の申立てをなしうる場合に訴訟救助決定に対する即時抗告を認めるか否かという点で結論を異にする。まず、この両説は、基本的に相手方当事者の即時抗告を否定する根拠として、(1)民訴法八六条が文言上は抗告権者につき制限を加えていないとはいえ、本案訴訟の相手方当事者による訴訟救助決定への即時抗告を認める明文規定は存在しないし、この規定から直ちに、抗告の利益の有無に関わらず相手方当事者の抗告権を認めることはできない⁽¹⁷⁾（相手方当事者の抗告の利益が認められなければならない）、(2)訴訟救助決定は、もっぱら裁判所に対し訴訟上特別の措置を要求するもので、ただ形式的に裁判手続とされているだけであり、本案訴訟の相手方当事者は対立当事者として手続に関与するわけではない⁽¹⁸⁾、(3)訴訟救助決定は、その付与を受けた当事者につき、国に対する関係で裁判費用の支払を猶予する等の効果を生じるにすぎず、受救助者の本案訴訟での相手方当事者は攻撃防御方法の提出などの点で訴訟追行上何ら直接的な不利益を被ることはない⁽¹⁹⁾、(4)積極説は濫訴の防止という点から、本案訴訟の相手方当事者が訴訟救助付与手続において救助申立人の「勝訴の見込み」を争う利益を有するとして即時抗告を認めるが、民訴法八二

条但書の「勝訴の見込みがないわけではない」という要件は救助申立人の手続利用の真摯性を要求する趣旨であつて（「勝訴の見込みがあること」を意味しているのではない）、この点を濫訴の防止に結びつけることには論理の飛躍があるし、裁判所がこの要件を積極に認定したからといって本案の相手方当事者が不利益を受けるわけではない、また、この理由で本案訴訟の相手方当事者に即時抗告を認めることは、本案訴訟の上に無益な手続を重ねることになるし、訴訟救助付与手続の段階で申立人の訴えが濫訴であるか否かを判断することは困難であり、本案前の段階でこの点の判断に時間がかかるべきでもない（救助申立人の訴えが濫訴であると主張する被告は、本案訴訟においてこの点を主張立証して、訴えの却下等を求めるべきである⁽²⁰⁾）、(5)原告が訴訟救助を受けた場合、本案訴訟の相手方当事者たる被告は印紙不貼用を理由とする訴状却下の裁判を得られなくなるという不利益を被るが、これは訴訟救助決定の直接の効果である印紙貼用の猶予から生じる反射的・間接的な不利益にとどまり、これによって本案の相手方当事者の即時抗告権を肯定することは相当ではない⁽²¹⁾、(6)訴訟救助を受けた者が後に敗訴した場合に勝訴した本案の相手方当事者が支出した訴訟費用の弁償を受けられ

ない危険性についても、このような危険は訴訟救助決定の有無に関わらず一般に存在しうるのであり、訴訟救助決定に対する相手方当事者の即時抗告により回避せしめようとするのは適当ではないし、この点が相手方当事者の即時抗告権を根拠づけることにもならないなど⁽²²⁾といった点を挙げる。制限説は前述のとおり、本案訴訟の相手方当事者が民訴法七五条により訴訟費用の担保提供の申立てができる場合には、訴訟救助決定に対する即時抗告権を認めるが、その根拠としては、(7)原告に訴訟救助決定がなされた場合、訴訟費用の担保提供義務が免除されることになるから(民訴法八三条一項三号(旧一二〇条三号))、本案訴訟の相手方当事者は担保不提供による応訴拒絶権(民訴法七五条四項)を失うことになる、ないしは、訴訟費用の担保なしに訴訟を迫行することを余儀なくされることになるため、訴訟救助決定による直接的・実質的な不利益を受けることになるという点を挙げる⁽²³⁾。

一方、消極説は、制限説と異なり、本案訴訟の相手方当事者が民訴法七五条により訴訟費用の担保提供の申立てができる場合についても、訴訟救助決定に対する即時抗告権を認めないが、その根拠としては、(8)制限説は民訴法七五条により被告たる相手方当事者が訴訟費用の担保提供を申し立てるこ

とができる場合に、受救助者が民訴法八三条一項三号(旧一二〇条三号)により担保提供義務を免除されるがゆえに例外として本案訴訟の相手方当事者の即時抗告を許容するが、この担保提供義務の免除は受救助者に限って法が特別に認めた例外措置であり、だからこそ(その立法趣旨からして)、即時抗告が許されないと解せざるをえず、制限説の考え方は論理が逆であること⁽²⁴⁾、(9)訴訟救助の効果として訴訟費用の担保の免除を特別に認めているのは、無資力の原告は訴訟救助が付与されても担保能力に欠け、被告に応訴を拒絶される危険があるからであり、そこには、被告の担保提供請求権よりも日本に住所等を有さない経済的弱者の裁判を受ける権利の保障を優先させようとする思想が読みとれること⁽²⁵⁾、(10)担保提供義務よりも訴訟救助決定が優先すると考えるのが、憲法上の裁判を受ける権利ないし司法アクセス権の具体化という訴訟救助制度の現代的意義に即応すること⁽²⁶⁾、などが挙げられる。

三 検討

二で概観したように、訴訟救助決定に対する本案訴訟の相手方当事者の即時抗告の可否に関しては、従来の大審院および下級審の裁判例では、積極説をとるものと制限説をとるも

料のものが相対立し、一方学説では、積極説をとるもの、制限説をとるもの、および消極説をとるものが相対立する状況にあった。このような状況の中で、本決定は最高裁として初めてこの問題に関する判断を示した。以下では、二で概観した各説の根拠を踏まえつつ、本決定の検討を行うことにする。

本決定の多数意見は、訴訟救助決定に対して、本案訴訟の相手方当事者が即時抗告をすることができ旨を判示し、積極説の立場にたつことを明らかにした。多数意見は、その根拠として、(A)民訴法八六条が、即時抗告の対象となるべき決定から民訴法八二条一項に基づく訴訟救助決定を文言上除外していないこと、(B)訴訟救助決定を受けた者が民訴法八二条一項所定の要件を欠くことが判明し、またはこれを欠くに至った場合における救助決定の取消しについて、民訴法八四条が、利害関係人が裁判所にその取消しを申し立てることができる旨を規定していること、(C)訴訟救助決定は、訴え提起の手数料その他の裁判費用等の支払を猶予する等の効力を有し、訴訟追行を可能にするものであるから、本案訴訟の相手方当事者は訴訟救助決定が適法になされたかどうかについて利害関係を有することの三点を挙げる。

これに対して、本決定には滝井繁男裁判官による反対意見

が付されているが、滝井反対意見はこの問題について制限説の立場をとることを明らかにしている。滝井反対意見はその根拠として、(a)民訴法八六条・八四条は、不服申立ての利益のある者に限って申立てができることを当然の前提とすると、(b)訴訟救助決定は申立当事者に対し訴訟上特別の措置として本来納付すべき費用の支払を猶予するものであり、国家その他費用の納付を受けるべき者と被救助者との間で効力を生じるにすぎず、本案訴訟の相手方当事者はこれにより法律上の不利益を被るものではないこと、(c)現在の民訴法は訴訟救助手続につき申立ての相手方を観念することなく、救助の可否の判断についてその点を最も適切に判断しうるものとして受訴裁判所に委ねているのであり、裁判所が訴訟救助決定をなしたときは、本案訴訟の相手方当事者はそれにより特別に訴訟における不利益を受けることがない限り、本案と別に救助自体の可否を争う利益はないこと、(d)本案訴訟の相手方当事者は、不当な訴訟救助決定により、印紙不貼用を理由とする訴え却下の判断を求める利益を失うことになるが、かかる不利益は訴訟費用の支払猶予による反射的、間接的なものにすぎず、これをもって訴訟救助決定への不服申立てを認める法律上の利益を根拠づけるものとはいえないこと、(e)被告

が一定の場合、訴訟費用の担保提供を申し立てることができ、この場合には原告が担保提供を行うまで応訴を拒絶できるところ、訴訟救助決定はこの担保提供義務を免除し、被告に無担保での訴訟追行を余儀なくさせるが、このような場合には本案訴訟の相手方当事者は訴訟救助決定に法律上の利害関係を有することになることの五点を挙げる。

多数意見が挙げた根拠のうち、まず(A)については、積極説をとる従来の裁判例・学説があげる根拠の①を基本的には踏襲している。そこで、まず、多数意見の根拠(A)および従来の積極説の根拠①が挙げる民訴法八六条の解釈について検討する。多数意見および従来の積極説は、八六条の文言上は訴訟救助決定が即時抗告の対象から除外されていない点、および、本案訴訟の相手方当事者が即時抗告の申立人から除外されていない点を挙げ、文理解釈から訴訟救助決定に対する本案の相手方当事者の即時抗告権を根拠づけるが、これに対しては、制限説・消極説をとる裁判例・学説から、規定の沿革を踏まえたうえでの反論がなされている。⁽²⁷⁾ 大正一五年の民訴法改正以前の旧々民訴法一〇一条一項は、裁判所が訴訟救助に関して裁判をする前に（公益の代表者としての）検事の意見を聴くこととし、一〇二条一項は、訴訟救助付与決定等に対する

抗告権を検事に限って認めていたが、これらの規定は大正一五年の民訴法改正の際、民事訴訟への検事の関与に対する消極的評価を受けて、撤廃されることになった。⁽²⁸⁾ この点に関して、民事訴訟法改正調査委員会の委員であった松岡義正博士は、委員会での改正案の趣旨説明において、「……訴訟上の救助に付きまして検事が意見を述べ或は抗告をすると云ふことがありますが、本案に於きましては検事の意見を述べるといふ點は裁判所構成法の規定で十分であらう（、）矢張り民事事件ですから検事は意見を述べることはできるだらう、それから検事が訴訟上の救助を與へた場合に抗告をする、詰り現行法の百二條でありますが、さう云ふやうな場合は之れは検事の抗告を認めるようなことは實際上要らなくなりはいないか、さう云ふ所から此點を改正したのであります」と述べており、また、別のところでは、「舊民事訴訟法第百二條ニ於テハ訴訟上ノ救助ヲ付與シ又ハ其ノ取消ヲ拒ミ若ハ費用ノ追拂ヲ命スルコトヲ拒ム決定ニ對シテハ這ハ國庫ノ利害ニ關係アルノ故ヲ以テ検事ニ限り抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ヲ規定スト雖斯ル裁判ニ付テモ裁判所ノ意見ヲ信賴スヘキモノニシテ検事抗告ヲ是認スルノ實益ナシト是本法ニ於テ同旨ノ規定ヲ設ケサル所以ナリ」と述べている。⁽³⁰⁾ この点から考えると、

料 訴訟救助に関する裁判については裁判所を信頼すべく、公益
資 とが、大正一五年改正後の(旧)一二四条の基礎となっており、⁽³¹⁾

そこからさらに進んで抗告権者に制限を加えないという意図
があつたとはいえないと考えられる。また、大正一五年民訴
法改正後の(旧)一二四条は、旧々法では個々に分散してい
た抗告許容規定を一括して、かつ通常抗告ではなく即時抗告
によらしめることにしたもので、それ以上の意味をもつもの
ではない(抗告権者を限定しないという趣旨ではない)との
主張もなされている。⁽³²⁾ただ、これらの点に関しては、積極説
にたつ見解から、相手方に即時抗告権を認めないとする議論
がされずに通常の抗告規定にとどめられたということは、相
手方をも即時抗告権者に含める趣旨であつたと解するのが相
当と思われるとの再反論もなされている。⁽³³⁾しかしながら、い
ずれにせよ、八六条が本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権
について明文規定を置いていない以上、制限説・消極説にた
つ見解が述べるように、八六条の規定のみから直接本案訴訟
の相手方当事者の即時抗告権を導くことはできず、相手方当
事者の抗告権を根拠づけるに足る抗告の利益の有無が問題に
なると思われる。⁽³⁴⁾

そこで、訴訟救助決定に対する本案訴訟の相手方当事者の
抗告の利益について検討するが、本決定の多数意見はこの点
につき、上記(C)のように、訴訟救助決定が裁判費用等の支払
を猶予し、訴訟追行を可能にするものであるから、本案訴訟
の相手方当事者が訴訟救助決定の適法性につき利害関係を有
する旨を述べるのみである。この点に関しては、積極説にた
つ従来の裁判例、学説の多くが具体的な利害関係を論じてい
たのに比べると、明確さに欠けるように思われる。⁽³⁵⁾多数意見
が民訴法一三七条一項後段、二項、一四一条一項を引用して
いるところからみると、二で挙げた積極説の根拠④が意識さ
れているのではないかと考えられるが、訴訟救助決定に対す
る本案訴訟の相手方当事者の利害関係の有無が、積極説・制
限説・消極説の対立の主眼点であることに鑑みると、この点
で多数意見は説得力に欠けるきらいがあるようにも思われ
る。以下では、二で概観した積極説・制限説・消極説のそれ
ぞれの根拠を踏まえて、訴訟救助決定に対する本案訴訟の相
手方当事者の利害関係について検討することにした。

まず、積極説は、本案訴訟の相手方当事者が濫訴の排斥の
ために訴訟救助手続で救助申立人の「勝訴の見込み」(民訴法
八二条一項但書)を争うという点で利害関係を有するとする

(積極説の根拠③)。しかしながら、まず、民訴法八二条一項但書の意味については、「勝訴の見込みがないことが確定でない」ということで、「勝訴の見込みがある」というよりも低い程度であると解されており、⁽³⁶⁾そのため、この要件に濫訴防止の意味合いを過度に読み込むことは望ましいことではないし、これをもって訴訟救助決定への本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権の根拠とするべきでもないと思われる。また、制限説・消極説の根拠(4)でも挙げられているように、訴訟救助手続の中で申立人の訴えが濫訴であるか否かを判断することとは困難であると思われる。濫訴であるか否かの認定は本案の判断と密接に関連するし、⁽³⁷⁾そのような認定を疎明(民訴規則三〇条)のみに基づいて決定手続の中で行うことも困難であると考えられるからである。救助申立人の訴えが濫訴であるか否かという点に関しては、制限説・消極説の根拠(4)でも挙げられているように、相手方当事者がこの点を争うのであれば、訴訟救助手続ではなくむしろ本案手続で主張すべき筋合いであると思われる。これらの点から、本稿では、濫訴の排斥をもって本案訴訟の相手方当事者の訴訟救助決定への即時抗告権を根拠づけることは妥当ではないと考える。⁽³⁸⁾

次に、原告に訴訟救助決定がなされた場合に、被告たる本

案の相手方当事者は原告の印紙不貼用を理由とする訴状却下の裁判を得られなくなるため、即時抗告により訴訟救助決定を争う利害関係を有するという点(積極説の根拠④)について検討する。この点については前述したように、多数意見もその根拠として意識していると考えられるが、まず、制限説・消極説の根拠(2)で挙げられているように、訴訟救助手続は裁判所に対し訴訟上特別の措置を要求するものであり、本案訴訟の相手方当事者は訴訟救助手続における対立当事者としての地位をもつわけではない。⁽³⁹⁾前述した旧々法以来の規定の沿革から考えても、訴訟救助手続は基本的には申立人が国家に対し一定の措置を求める行政的性格を有し、かつ、非対審的性格を有する、本案訴訟とは別個の手続であり、本案訴訟の相手方当事者にこの手続の当事者としての、あるいはそれに準じる地位を認める余地はないと考えられる。⁽⁴⁰⁾そして、そうである以上、訴訟救助決定がなされた結果、原告たる救助申立人の訴えにつき訴状却下の裁判を受けられなくなるとしても、それはあくまでも反射的・間接的な不利益であるとしか
いえないと考えられる(制限説・消極説の根拠⑤)。また、ここで挙げられている、救助申立人の訴訟救助申立てが認められないことにより本案訴訟の相手方当事者が訴状却下の裁判

を得ることが出来る利益は、突き詰めて考えると、「本案訴訟の相手方当事者が救助申立人の提起した訴えに応訴する必要がなくなるという利益」につながるというが、このような利益を保護するために訴訟救助決定に対する本案訴訟の相手方当事者の即時抗告を認めるという考え方はとりえない。その理由としては、まず、印紙不貼用以外の訴状の不備、あるいは訴訟要件の欠缺がある場合は別として、それ以外の場合には、本案訴訟の相手方当事者は原告の訴えに応訴せざるをえないのであり、訴訟救助付与が問題となる局面でのみ殊更に被告の応訴負担が強調されるのは妥当とはいえないからである。また、訴訟を進行するにあたっての一方当事者の経済的諸条件に他方当事者が干渉することは許されるべきではないという点も理由として挙げられる⁽⁴⁾。したがって、本稿では、訴状却下の裁判を得られないという不利益をもって本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権を根拠づけるかどうかという点に関しては疑問であると考ええる。

また、訴訟救助決定を受けた者の本案訴訟での相手方当事者が後に勝訴しても支出した訴訟費用の弁償を受けられない恐れがあることを訴訟救助決定への即時抗告権を根拠づける利害関係とする点(積極説の根拠⑤)についても、制限説・

消極説の根拠(6)が指摘するように、このような危険は訴訟救助決定の有無にかかわらず、一般に敗訴当事者が無資力である、あるいは無資力となった場合には生じうるものである。そのため、訴訟救助決定がなされている場合にのみ殊更にこの危険性を強調して本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権を基礎づけることには賛成できず、この点についても本稿では、本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権の根拠としては疑問であると考ええる。

ここまでの検討で、従来の積極説が訴訟救助決定に対する本案訴訟の相手方当事者の即時抗告を認める根拠として挙げている利害関係のうち、濫訴の排斥、訴状却下の裁判を求める利益、支出した訴訟費用の弁償を後に受けられない危険は、いずれも即時抗告権の根拠としてはとりえない旨を論じてきた。また、制限説・消極説の根拠(3)が挙げているように、本案訴訟の相手方当事者は訴訟救助決定によって本案訴訟での攻撃防御方法の提出等についても何ら制限を受ける等の不利益を受けないのであるから、この点からも、本案訴訟の相手方当事者が訴訟救助決定に対し即時抗告をする利益はないといえると思われる。なお、本決定多数意見の根拠(B)、および積極説にたつ裁判例、学説の一部が論じる(積極説の根拠②)、

本案訴訟の相手方当事者が民訴法八四条の訴訟救助取消しの利害関係人であるから、訴訟救助決定それ自体に対しても即時抗告をなす利益を有するという点についても、本稿ではここまでで論じてきたように、本案訴訟の相手方当事者は訴訟救助決定による直接の不利益を受けない以上、訴訟救助取消しについても利害関係を有しないと考えられるため、訴訟救助決定への本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権を根拠づけないと考える。以上の理由により、本稿では、本決定多数意見には反対の立場をとる。

一方、本決定の滝井反対意見は、その根拠(a)で、民訴法八六条・八四条の規定は訴訟救助決定に対する本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権を基礎づけないとし、根拠(b)・(d)で、本案訴訟の相手方当事者が訴訟救助決定への即時抗告の利益を有しないことを論じるが、他方根拠(e)で、本案訴訟の相手方当事者は、救助申立人に訴訟費用の担保提供を申し立てうる場合には訴訟救助決定に法律上の利害関係を有するため即時抗告の利益が認められるとする。それでは、本案訴訟の相手方当事者が救助申立人に訴訟費用の担保提供を申し立てうる場合に訴訟救助決定がなされ、その効果として救助申立人の担保提供義務が免除されることにより、相手方当事者が応

訴拒絶権を行使できなくなる、あるいは訴訟費用の担保なしでの訴訟追行を強いられるという点は、相手方当事者による訴訟救助決定への即時抗告を肯定するのに値する根拠たり得るのであろうか。この点については、積極説がその根拠の一つとして挙げ、制限説も例外的に相手方当事者による訴訟救助決定への即時抗告を認める場合の根拠として挙げるが、他方で消極説はこの点について訴訟救助決定への相手方当事者の即時抗告権の根拠たりえないとしている。この点について考えるに、確かに、訴訟救助申立人に対し本案訴訟の相手方当事者が訴訟費用の担保提供を申立てうる場合に訴訟救助決定がなされることにより、本案訴訟の相手方当事者は応訴拒絶権を行使できず、かつ、訴訟費用の担保なしでの応訴を余儀なくされるという不利益を被るのであり、それは訴訟救助決定により直接もたらされる不利益であるといえる。しかしながら、訴訟救助決定が訴訟費用の担保を免除する効力を有する趣旨としては、無資力者である原告は担保提供の能力がないから、訴訟救助決定が与えられたにもかかわらず訴訟費用担保提供の責任を負うことになる、被告の応訴拒絶によって、結局自己の裁判を受ける権利を全うすることができなくなるからであるということが指摘されている。⁽⁴²⁾この

点に鑑みると、訴訟救助決定がなされる局面においては、消極説にたつ見解が述べるように、本案訴訟の相手方当事者が訴訟費用担保を受ける権利よりも無資力の原告の裁判を受ける権利が優先されていると考えられる⁽⁴³⁾。したがって、本稿では、訴訟費用の担保申立ができる場合に訴訟救助決定により担保提供が免除されることから生じる不利益をもって本案訴訟の相手方当事者の即時抗告権の根拠となすことはできないと考え、そのため、本決定の滝井少数意見についても、反対の立場をとる。すなわち、本稿は、訴訟救助決定に対しては、本案訴訟の相手方当事者はいかなる場合であっても即時抗告をなしないとする消極説の立場をとるものである。

- (1) 本決定の評釈として、川嶋四郎・法学セミナー六〇〇号(二〇〇四年)一一九頁、金子宏直・民商法雑誌一三二巻一号(二〇〇五年)四七頁、岡田幸宏・平成一六年度重要判例解説(二〇〇五年)一三四頁、遠藤曜子・法律のひろば五八巻六号(二〇〇五年)七〇頁。
- (2) この決定の評釈として、野間繁・民商法雑誌五巻六号(一九三七年)一一六頁、兼子一・判例民事法(弘文堂・一九五〇年)四七七頁。
- (3) この決定の評釈として、斎藤秀夫・判例評論一五二号(一

九七一年)二四頁(判例時報六四〇号一三〇頁)、太田勝造・民事訴訟法判例百選Ⅰ「新法対応補正版」(一九九八年)三六頁(ただし、訴訟救助決定に対する本案訴訟の相手方当事者による即時抗告の可否について論じるものに限る)。

- (4) この決定の評釈として、小林秀之・藪口康夫・公害・環境判例百選(一九九四年)二一四頁、藪口康夫・環境法判例百選(二〇〇四年)二二二頁。

- (5) この決定の評釈として、石渡哲・判例評論二六七号(一九八一年)三二頁(判例時報九九五号一七〇頁)。

- (6) この決定の評釈として、花村治郎・判例評論三四三号(一九八七年)四二頁(判例時報一二三九号二〇四頁)、篠田省二・判例タイムズ六七七号(一九八七年)二五四頁。

- (7) 積極説をとるものとして、長島毅・森田豊次郎『改正民事訴訟法解説』(清水書店、一九三〇年)一三四―一三五頁、竹野竹三郎『新民事訴訟法釋義上巻』(有斐閣、一九三〇年)三四七頁、中島弘道『日本民事訴訟法第一編』(松華堂、一九三四年)一〇三九頁、野間・前掲注(1)、内田武吉『訴訟上の救助——その運用方向と改革の方向——』鈴木忠一・三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座2』(日本評論社、一九六九年)一六九頁、横田忠「訴訟上の救助に関する研究」裁判所書記官実務研究報告書一二巻一号(一九七三年)一九〇頁、篠田・前掲注(6)、松山恒昭「訴訟上の救助に関する若干の問題」判例タイムズ六六八号(一九八八年)八頁、菊井維大・村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅰ〔補訂版〕』(日本評論社、一九九三

- 年) 七一六頁、秋山幹男Ⅱ伊藤眞Ⅱ加藤新太郎Ⅱ高田裕成Ⅱ福田剛久Ⅱ山本和彦「コンメンタール民事訴訟法Ⅱ」(日本評論社、二〇〇二年) 一一六頁、小室直人Ⅱ賀集唱Ⅱ松本博之Ⅱ加藤新太郎編『基本法コンメンタール新民訴訟法Ⅰ』(第二版) (日本評論社、二〇〇三年) 一八三頁「大喜多啓光」。
- (8) 制限説をとるものとして、兼子・前掲注(2)、齋藤・前掲注(3)、鈴木宏「訴訟救助に関する問題点」専修法学論集一八号(一九七四年) 八一頁、住吉博「訴訟上の救助付与決定に対する相手方の不服申立」同『民事訴訟論集第一巻』(法学書院、一九七八年) 九一頁(初出・法学新報八〇巻一号(一九七三年))、石渡・前掲注(5)、石渡哲「訴訟救助手続における不服申立てに関する若干の問題」防衛大学校紀要(人文・社会科学編) 四七輯(一九八三年) 一〇七頁、福山達夫「訴訟の費用・法律扶助」新堂幸司編集代表『講座民事訴訟①』(弘文堂、一九八四年) 一四七頁、兼子一Ⅱ松浦馨Ⅱ新堂幸司Ⅱ竹下守夫『条解民事訴訟法』(弘文堂、一九八六年) 二九六頁「新堂幸司」(齋藤秀夫Ⅱ小室直人Ⅱ西村宏一Ⅱ林屋礼二Ⅱ注解民事訴訟法(3)〔第二版〕(第一法規、一九九一年) 二五五～二五六頁「齋藤秀夫・松山恒昭・小室直人」、新堂幸司Ⅱ鈴木正裕Ⅱ竹下守夫編集代表『注釈民事訴訟法(2)』(有斐閣、一九九二年) 六二九頁「福山達夫」、小林Ⅱ藪口・前掲注(4)、山口健一「訴訟上の救助」三宅省三Ⅱ塩崎勤Ⅱ小林秀之編集代表『新民訴訟法大系——理論と実務——第1巻』(青林書院、一九九七年) 二三六頁、太田・前掲注(3)、三宅省三Ⅱ塩崎勤Ⅱ小林秀之編集代表『注解民事訴訟法【Ⅱ】』(青林書院、二〇〇〇年) 一八一頁「山口健一」、藪口・前掲注(4)。
- (9) 消極説をとるものとして、松岡義正『新民訴訟法注釋第三巻』(清水書店、一九三二年) 五七〇頁、五八六頁、細野長良『民事訴訟法要義第五巻』(嚴松堂書店、一九三七年) 三〇〇頁、鈴木正裕Ⅱ鈴木重勝Ⅱ福永有利Ⅱ井上治典『注釈民事訴訟法』(有斐閣、一九八五年) 一七二頁「井上治典」、花村・前掲注(6)、小室直人Ⅱ賀集唱編『基本法コンメンタール民事訴訟法1「第四版」』(日本評論社、一九九二年) 一六二頁「早船嘉二」、渡辺武文「訴訟救助付与決定に対する相手方当事者の即時抗告の可否」甲南法学三六巻一—四号(一九九六年) 八七頁。
- (10) なお、本決定の評釈では、川嶋・前掲注(1)、岡田・前掲注(1)が消極説の立場をとり、遠藤・前掲注(1)が積極説の立場をとる。一方、金子・前掲注(1)は判旨反対の立場をとるが、制限説、消極説のいずれの立場をとるのかは明らかではない。
- (11) 【裁判例③】、【裁判例④】、【裁判例⑤】、【裁判例⑦】、篠田・前掲注(6) 二五五頁、松山・前掲注(7) 一七頁、一八頁。
- (12) 【裁判例③】、【裁判例④】、【裁判例⑤】、野間・前掲注(2) 一二一～一二二頁、松山・前掲注(7) 一七頁、一八頁。
- (13) 【裁判例②】、【裁判例⑤】、【裁判例⑦】、横田・前掲注(7) 一九〇頁、松山・前掲注(7) 一七頁、一八頁、菊井Ⅱ村松・前掲注(7) 七一六頁、秋山Ⅱ伊藤Ⅱ加藤Ⅱ高田Ⅱ福田Ⅱ山

本・前掲注(7)一一六頁。

- (14) 【裁判例①】、【裁判例②】、【裁判例③】、【裁判例⑤】、【裁判例⑥】、【裁判例⑦】、野間・前掲注(2)一一〇～一二二頁、横田・前掲注(7)一九〇頁、松山・前掲注(7)一七頁、一八頁、菊井・前掲注(7)七一六頁、秋山・前掲注(7)加藤・高田・福田・山本・前掲注(7)一一六頁。

- (15) 【裁判例②】、横田・前掲注(7)一九〇頁。

- (16) 【裁判例②】、【裁判例⑤】、横田・前掲注(7)九〇頁、菊井・前掲注(7)七一六頁、秋山・前掲注(7)加藤・高田・福田・山本・前掲注(7)一一六頁。

- (17) 【裁判例⑪】、住吉・前掲注(8)九三頁、石渡・前掲注(5)三四頁、石渡・前掲注(8)一〇九～一一〇頁、

- (18) 【裁判例⑧】、【裁判例⑪】、兼子・前掲注(2)四七八頁、齋藤・前掲注(3)二七頁、鈴木・前掲注(8)一一二頁、齋藤・前掲注(8)二五五頁「齋藤・松山・小室」。

- (19) 【裁判例⑧】、【裁判例⑨】、【裁判例⑩】、【裁判例⑪】、兼子・前掲注(2)四七八頁、齋藤・前掲注(3)二七頁、鈴木・前掲注(8)一一二頁、石渡・前掲注(5)三四頁、石渡・前掲注(8)一一〇頁、齋藤・前掲注(8)二五五頁「齋藤・松山・小室」。

- (20) 【裁判例⑨】、【裁判例⑪】、齋藤・前掲注(3)二七頁、鈴木・前掲注(8)一一二～一一三頁、石渡・前掲注(5)三五頁、石渡・前掲注(8)一一二～一一三頁、福山・前掲注(8)一五九頁、兼子・前掲注(8)二九六頁「新堂」。

小林・藪口・前掲注(4)二一五頁、藪口・前掲注(4)二二二頁、川嶋・前掲注(1)一一九頁。

- (21) 【裁判例⑧】、【裁判例⑨】、【裁判例⑩】、【裁判例⑪】、兼子・前掲注(2)四七八頁、石渡・前掲注(5)三五頁、石渡・前掲注(8)一一一～一二二頁、花村・前掲注(6)四六頁。

- (22) 【裁判例⑨】、住吉・前掲注(8)九五～九六頁、石渡・前掲注(5)三四頁、石渡・前掲注(8)一一一頁、兼子・前掲注(4)二一五頁、藪口・前掲注(8)二二三頁、川嶋・前掲注(1)一一九頁。

- (23) 【裁判例⑧】、【裁判例⑨】、【裁判例⑩】、兼子・前掲注(1)四七八～四七九頁、齋藤・前掲注(3)二七頁、鈴木・前掲注(8)一一二頁、石渡・前掲注(5)三五頁、石渡・前掲注(8)一一三頁、齋藤・前掲注(8)二五五頁「齋藤・松山・小室」、新堂・鈴木・竹下編集代表・前掲注(8)六二九頁「福山」。

- (24) 花村・前掲注(6)四四頁。

- (25) 渡辺・前掲注(9)九七頁。

- (26) 川嶋・前掲注(1)一一九頁、岡田・前掲注(1)一三五頁。

- (27) 【裁判例⑪】、兼子・前掲注(2)四七八頁、住吉・前掲注(8)九三頁、渡辺・前掲注(9)九四～九五頁。

- (28) この経緯については、渡辺・前掲注(9)九四～九五頁参照。

- (29) 「民事訴訟法改正調査委員会議事速記録」三三四～三三五頁。なお、この資料は、松本博之・河野正憲・徳田和幸編著

『日本立法資料全集12民事訴訟法(大正改正編)(3)』(信山社、一九九三年)に収録されている。

(30) 松岡・前掲注(9)五八七頁。

(31) 渡辺・前掲注(9)九五頁。

(32) 兼子・前掲注(2)四七八頁、住吉・前掲注(8)九三頁、渡辺・前掲注(9)九五頁。

(33) 松山・前掲注(7)一八〇一九頁。

(34) 前注(17)で挙げた裁判例および文献を参照。

(35) 同旨、岡田・前掲注(1)一三五頁。

(36) 例えば、新堂Ⅱ鈴木Ⅱ竹下編集代表・前掲注(7)六〇〇頁「渡辺武文」、三宅Ⅱ塩崎Ⅱ小林・前掲注(7)一六一一六二頁「山口」、秋山Ⅱ伊藤Ⅱ加藤Ⅱ高田Ⅱ福田Ⅱ山本・前掲注(7)一一三頁。通説である。

(37) 小林Ⅱ藪口・前掲注(4)二一五頁、藪口・前掲注(4)二二三頁。

(38) なお、この点との関係では、「濫訴」という、一見もつともらしいように思われるが突き詰めて考えると内容が極めて曖昧な概念を持ちだして、(訴訟救助制度も含めて)訴訟制度の利用を促進するための諸方策に歯止めをかけようとするものの危険性も認識されるべきではないかと本稿では考える。訴訟救助制度に関連するものではないが、このような方向性を示すものとして、浅香吉幹「裁判所へのアクセスと訴訟制度の濫用——アメリカ連邦民事訴訟規則一条の改正をめぐる議論からの示唆——」石井紫郎Ⅱ樋口範雄編『外から見た日本

法』(東京大学出版会、一九九五年)一五五一五六頁。

(39) 前注(18)で挙げた裁判例および文献を参照。

(40) 渡辺・前掲注(9)九四〇九五頁。

(41) 同旨、住吉・前掲注(8)九四頁。

(42) 例えば、斎藤Ⅱ小室Ⅱ西村Ⅱ林屋・前掲注(8)二二九頁「斎藤・松山・小室」、新堂Ⅱ鈴木Ⅱ竹下編集代表・前掲注(8)六一〇頁「福山」。

(43) 渡辺・前掲注(9)九六〇九七頁。